平成23年度第4回奈良市立中学校給食導入検討委員会会議録

開催日時、 平成23年7月13日(水) 午後6時00分~午後8時30分

開催場所、 奈良市教育センター8階中講座室8-2

出席者、【委員】

菊﨑会長、石川副会長、松山委員、宮木委員、今中委員 (5名全員出席)

【事務局】

中室教育長、福岡教育総務部長、北学校教育部長、 山口保健給食課長、中岡教育総務課長補佐、 葛和学校教育課指導主事、中島富雄第三小学校学校栄養職員、 山本保健給食課長補佐、今田給食係長、吉川主任、伊藤主務

開催形態、 公開(傍聴人3人)

会議事項、 ・ 会長あいさつ

・ 給食実施方式の検討 中学校給食に関するアンケート調査結果

その他

会議資料、中学校給食に関するアンケート調査結果

議事の要旨、

*会長あいさつ

お暑い中お集まりいただきましてありがとうございます。

本日は市役所を離れ、今年度オープンいたしました教育センターをお借りして 委員会をさせていただきます。

早いもので、今回で4回目を迎えますが、検討委員会としては中盤を迎えたというところだと思います。

これからは、奈良市の中学校給食について、本当に何が良いかを検討していく ことになり、今回はその出発の回になると思います。委員の皆様のご活発な意見 をお願いします。

まず、第1回検討委員会で内容を検討していただきましたアンケート調査の集計ができましたので、事務局よりご説明をお願いします。

事務局(山口):アンケートの調査結果の報告

- 松山委員:教職員の反対理由のところで給食費徴収などの困難が予想されるとありますが、何が問題なのかもう少し説明してください。
- 事務局(山口): 奈良市の場合は、給食費は私会計で学校長が集金しています。 口座振替での集金になっていますが、預金不足で引き落としできない場合は 個別集金となり、これが教職員の負担になっていると思われます。
- 今中委員:現場では口座振替出来ない場合、直接保護者から集金するという形になるのですが、これがなかなか大変で、学校が苦労されているところだと思います。集金に行くことで保護者との関係が悪化する場合もあります。
- 石川委員:現在未納率はどれくらいであるのですか。
- 事務局(山口):年間給食費約8億3,000万円のうち100万~120万円が未納となっています。
- 松山委員:回収率としては高いでね。
- 宮木委員: 先生方には子ども達への指導を一番にお願いしたいのに、回収までというのは心苦しいですね。
- 菊﨑会長:未納問題は全国的な問題だと思いますが、奈良市としてはどのような とらえ方ですか。
- 事務局(山口):全国的に見ますと未収率は少ないと考えています。
- 石川委員:今後、徴収を現場の先生ではなく、教育委員会でするという可能性は ありますか。
- 事務局(山口): 公会計にするのには議論も必要ですが、可能性はシステム上ゼロではないと考えます。
- 石川委員:アンケート結果の中で、教職員の方の完全給食の経験の有無に分けて 賛否の意見、理由が分かればいいですね。
- 事務局(山口):次回ご提示いたします。
- 松山委員:回収率としては高いので、先生方に負担をかけるのではなく、公会計で対応していただきたい。またアンケート回答の中で教職員の負担が増えるというのは具体的にどういうことを指すのですか。
- 事務局(山口):配膳時の補助などで、昼休みの時間が十分にとれないことなどです。
- 石川委員: 教職員の反対意見として、給食室や給食センターなどを設置するため に費用や維持費がかかるというのは...。
- 事務局 (山口): 奈良市の財政を心配してのご意見と考えています。
- 今中委員: 先程から出ている教職員の負担についてですが、食育という本来家庭 でしなければならないことが学校に入ってくると、学校としても放っておく わけにいかないので、その点で教職員の負担が増えるとういうことです。給

食を推進していくとなれば、食育、健康、給食運営の指導にかかわる職員の 配置が必要になるかと思います。そのあたりはどうなのか教えていただきた いです。

- 菊崎会長:給食の導入によって、学校栄養職員などを配置するようになるのか、 またそのあたりも加味されているのかということですね。
- 事務局(山口): 栄養職員などは検討に入れておりません。現実問題として単独 調理方式ということになりますと、栄養職員は県職ですので当然配置はある と思っています。
- 宮木委員:小学校ですと2校に1校の栄養士さんが配置されていると思いますが、 中学校は担任の先生が食育を進めていかれるということですか。
- 事務局(山口): 県の配置基準によって何人かは配置されると思いますが、全部は無理だと思います。配置されない学校は先生が教えるという部分もあると思います。
- 菊﨑会長:単独実施校の場合、食数が550人以上の学校に対し栄養士1人の配置、550人以下の場合は4校に1人という規定があります。センターでは1500人以下には1人、1500人~6000人で2人、6000人以上は3人となっています。ですからどの方式でも栄養士の配置規定というのはあります。

松山委員:委託であれば委託会社に栄養士がいらっしゃったらいいわけですね。 菊﨑会長:いえ、そういうわけにはいかないです。

事務局(山口): たとえば春日中学校で委託して給食をするとなると、県の栄養士と委託会社の栄養士の2人となります。

菊﨑会長:委託側の栄養士は主に給食調理となります。

事務局(中島): 本校は委託会社が入っておりますが、業者の栄養士が食育をするということはありません。

石川委員:自校方式の方が、たくさん栄養士が必要になるということですね。

菊﨑会長:直営か委託か、自校かセンターか、方式によって栄養士、調理員の数 も変わってきますね。

事務局 (北): 直営の調理員は市の職員ですので、予算に上がっていますが、栄養士は県の職員ですのでここに上がっていません。

菊崎会長:今、方式を決めるにあたって、予算上は栄養士の配置のことは考えなくてもいいということですね。

菊﨑会長: ひとまずこの件については終了いたしまして、未実施の16校に完全 給食実施の方向で進めていくということでよろしいでしょうか。

次の課題は、どの給食方式で導入していくかということですが、前回石川委員から「 1 校ずつ検討してはどうか」との提案がありましたが、その方法で

よろしいでしょうか。

石川委員:コスト上、自校方式で委託が良いとなっているのに、親子方式を検討 していくのですか。

宮木委員:自校方式が望ましくて、出来ないなら親子方式、それがダメならセンター方式と順序立てて進めたほうがいいかもしれませんね。

菊崎会長:では自校方式を一番に考えて、1校ずつ見ていくという方法で進めたいと思います。

今中委員:自校方式となるとランチルームとかはあるんですか。

菊崎会長:ランチルームに関してはどの方式でもかかってきますし、学校によって状況が違いますので、それも1校ずつ検討していくことにしたいと思います。

事務局の方で、学校の位置がわかる地図や校舎の配置図などを準備されていますので、説明していただきながら進めて行きたいと思います。

事務局(中岡): 各学校について説明

菊﨑会長:立地条件でランク付けをしていただきましたが、予定されている時間がきましたので、次回の方針や何かご希望の資料などがありましたらお願いします。

松山委員: CとかDはコストが高くつくと思いまので、平均コストに比べてどの くらいかかるのかということが知りたいです。それと、親子方式のとれると ころは学校別に示してほしいです。また、教職員の負担はどの方式でも同じ ですか。

菊崎会長:特に方式によってということはないと思います。

事務局 (北): それと先ほどのアンケート結果について、給食経験の有無に分けて、教職員の回答をクロス集計して報告したいと思います。

石川委員: 敷地条件でAからDまでのランク付けをしましたが、次回、搬入の安全性、受電設備の状況、取り壊しや増設工事などプラスアルファでコスト面がかかるということがあるのであれば、資料をつけていただきたいと思います。

菊﨑会長:1枚で見て把握できるような資料があればいいですね。

宮木委員:もう一度確認したいのですが、空き教室では給食室は作れないのですね。

事務局(中岡): また営繕課との話で判断となるかと思いますが、安全衛生の観点で、また耐震・給配水の関係で困難かと思います。

今中委員:スペースでランク付けをしましたが、本校もそうですが、後でランチルームを作る場合、搬入経路に通路があるなど危険箇所がある場合はランク

を下げることも考えないといけないと思います。

事務局(山口):安全性についても項目に加えたいと思います。

松山委員:少し違う話ですが、私は感覚的にはセンター方式の民営委託が一番コストは低いと考えていたのですが、意外に高くかかるデータが出てきた。これは配送費がかかるのもあると思うのですが。

石川委員:センター方式の場合には、用地の問題もありますし。

事務局 (山口): それと、建設規模が大きくなる分ランニングコストも高くなります。

菊﨑会長:たくさんのご意見ありがとうござました。続きは次回に持ち越したい と思います。

本日はお忙しい中ありがとうございました。

事務局(山本): 今回の会議録の署名は、菊﨑会長と宮木委員となりますので、 よろしくお願いいたします。本日はありがとうございました。

奈良市立 ここに署名		食導入検	討委員会運営	営要領第10条第2項の規定により、
平成	年	月	日	